

2総防管第4086号

令和3年3月22日

各区市町村長 殿

東京都知事

小池百合子

(公印省略)

緊急事態宣言解除後の催物の開催制限、施設の使用制限等
にかかる留意事項等について

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年3月19日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、緊急事態宣言解除後の埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県（以下「1都3県」という。）における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について、通知されました。

その概要としては、①イベントの開催制限、②飲食店等に対する営業時間の短縮要請、③外出の自粛等、④その他留意事項について、緊急事態宣言解除後の1都3県における取扱いが示されております。

都としては、当面、3月31日までの取扱いについては、3月18日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部において、別紙「段階的緩和期間における東京都の対応」のとおり決定しており、4月1日以降の取扱いについては、改めて東京都新型コロナウイルス感染症対策本部における決定後、別途通知いたします。

各区市町村におかれましては、関係機関等への周知及び対応について、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合があることにご留意ください。